

○松戸市自転車駐車場附置義務条例施行規則

昭和59年3月21日

松戸市規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市自転車駐車場附置義務条例（昭和58年松戸市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(店舗面積の算定方法)

第2条 条例第3条第1項に規定する店舗面積は、次の各号に掲げるところにより算定する。

(1) 条例第3条第1項に規定する百貨店、スーパーマーケットその他の店舗の店舗面積は、売場、売場間の通路、商品の陳列窓及び陳列室、承り所、物品加工修理場その他小売業を営むための店舗の用に供する建築物の床面積（壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。以下同じ。）の合計による。

(2) 条例第3条第1項に規定する銀行その他の金融機関の店舗面積は、銀行室、一般応接室その他金融業を営むための店舗の用に供する建築物の床面積の合計による。

(3) 条例第3条第1項に規定する遊技場の店舗面積は、遊技室、景品交換所その他遊技場利用者の用に供する建築物の床面積の合計による。

(設置の届出)

第3条 条例第9条第1項の規定により設置の届出又は届出事項の変更の届出をする者は、自転車駐車場設置届出書（第1号様式）又は自転車駐車場設置届出事項変更届出書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、施設における営業開始予定日及び自転車駐車場の供用開始予定日とする。

3 条例第9条第2項に規定する規則で定める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設の案内図（縮尺 1 万分の 1 以上の地形図）
- (2) 施設の配置図（縮尺 2 百分の 1 以上）
- (3) 施設の平面図（縮尺 2 百分の 1 以上）
- (4) 自転車駐車場の配置図（縮尺 2 百分の 1 以上）
- (5) 自転車駐車場の構造図（縮尺 2 百分の 1 以上）
- (6) 自転車駐車場の照明装置等の設備の配置図（縮尺 2 百分の 1 以上）
- (7) 自転車駐車場の規模の算出計算書
- (8) 自転車駐車場に係る登記簿謄本又は使用承諾書
（身分を示す証明書）

第 4 条 条例第 12 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、第 3 号様式とする。
（措置命令書）

第 5 条 条例第 13 条第 2 項に規定する措置命令書は、第 4 号様式とする。

附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 3 号様式（第 4 条関係）

第 4 号様式（第 5 条関係）